

## 競争参加者の資格に関する公示

空自那覇(6)施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年2月19日

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉  
(公印省略)

### 1 業務概要

(1) 業務の名称 空自那覇(6)施設最適化総合設計

(2) 業務内容 本業務は、航空自衛隊那覇基地及び海上自衛隊那覇基地内における以下の施設の整備に係る総合設計業務を行うものである。

#### 建替施設（建替後の施設）

- ・庁舎新設（2階建 約1,000㎡）、（2階建 約1,300㎡）、（2階建 約1,100㎡）
- ・教場新設（1階建 約1,200㎡）、（2階建 約1,100㎡）
- ・食堂新設（2階建 約1,800㎡）
- ・整備場新設（2階建 約1,800㎡）、（1階建 約1,400㎡）、（1階建 約1,500㎡）、（1階建 約2,000㎡）、（1階建 約1,100㎡）
- ・倉庫新設（2階建 約12,000㎡）、（1階建 約1,700㎡）
- ・格納庫新設（2階建 約6,500㎡）、（1階建 約2,300㎡）、（1階建 約1,300㎡）、（1階建 約5,400㎡）、（2階建 約11,000㎡）、（1階建 約7,600㎡）、（2階建 約6,300㎡）、（1階建 約1,000㎡）2基※
- ・体育館新設（2階建 約4,500㎡）、（3階建 約4,300㎡）
- ・隊舎新設（2階建 約1,500㎡）、（2階建 約1,500㎡）、（2階建 約2,500㎡）
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物  
計70棟、計約8,000㎡

※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、契約締結後に受注者と協議を行うものである。

#### 改修施設

- ・消防車庫改修（2階建 約1,200㎡）、
- ・厚生センター改修（1階建 約1,900㎡）
- ・食堂改修（1階建 約1,900㎡）
- ・格納庫改修（1階建 約3,100㎡）、（1階建 約2,000㎡）、（3階建 約8,900㎡）、（1階建 約4,700㎡）、（2階建 約11,000㎡）、（2階建 約5,000㎡）
- ・庁舎改修（2階建 約1,000㎡）、（4階建 約2,200㎡）、（4階建 約2,600㎡）、（3階建 約11,000㎡）、（5階建 約10,000㎡）、（2階建 約1,600㎡）、（1階建 約1,000㎡）、（2階建 約3,300㎡）、（3階建 約5,000㎡）
- ・整備場改修（1階建 約3,800㎡）、（3階建 約3,000㎡）
- ・隊舎改修（3階建 約5,400㎡）、（2階建 約2,500㎡）、（4階建 約6,800㎡）、（3階建 約3,100㎡）、（3階建 約5,000㎡）、（4階建 約8,300㎡）、

- ・(3階建 約2,800㎡)、(4階建 約3,300㎡)、(2階建 約1,600㎡)、(4階建 約3,100㎡)
- ・車両整備場改修(2階建 約2,200㎡)
- ・隊庁舎改修(2階建 約1,200㎡)

- ・器材庫改修(1階建 約1,700㎡)
  - ・倉庫改修(2階建 約2,700㎡)
  - ・食厨改修(2階建 約1,200㎡)
  - ・上記以外の1,000㎡未満の建物
- 計131棟、計約18,000㎡

仮設建物実施設計一式、建物付帯土工事実施設計一式、解体建物実施設計一式、計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成業務一式

(3) 履行期限 令和11年3月15日

## 2 申請の時期

令和6年2月19日 から 令和6年3月5日 までの行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、令和6年3月6日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

## 3 申請の方法

### (1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9  
沖縄防衛局総務部契約課契約審査係  
TEL 098-921-8131 (内線 160)  
FAX 098-921-8167

### (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書(下記4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス:jvsinsei-ok@ext.okinawa.rdb.mod.go.jp

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す場所に同じ。

### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体又は共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（建築）」に係る「A」の格付を、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（建築、機械、電気、通信又は土木）」に係る「B以上」受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和2年10月1日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

## (2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

## (3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

## (4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の担当部局において交付する所定の様式によるものであること。

## 5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書を特定した者に対する通知の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

## 6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

## 7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

## 8 その他

(1) 共同体の名称は、「空自那覇(6)施設最適化総合設計 ○○設計・△△設計 共同体」とする。

(2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」令和6年2月19日 付 沖縄防衛局長) に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。